

住宅に係る支援等について

- 資料1 応急仮設住宅（建設型）
- 資料2 応急仮設住宅（みなし仮設）
- 資料3 公営住宅など
- 資料4 住宅の応急修理制度について
- 資料5 生活福祉資金（緊急小口資金）特例貸付のご案内
- 資料6 被災者の生活再建のための支援金の給付
- 資料7 被災建物の解体・撤去（公費解体）について

応急仮設住宅（建設型） ～能登半島地震による被災者の皆さまへ～

お住まいが被害を受けた方や、水道などのライフラインの復旧が遅れている方は、**応急仮設住宅に入居**できます。



入居要件

以下のいずれかに該当する場合

- ・全壊、半壊(解体を行う場合)などの**住宅被害**
- ・地滑り等により避難指示を受けている
- ・水道や道路など**ライフラインの途絶** など

お申し込み・入居

市町へ申し込みをしてください。

仮設住宅が完成次第、順次入居できます。入居する地区及び順序は市町で調整し、入居決定をします。

入居期間

団地完成日から2年間

※恒久的な住まいの確保や断水などのライフライン復旧までの間、入居いただけます。

家賃等

家賃、建物の管理費などは**無料**です。

※入居後の光熱水費、引越費用、共益費、自治会費などをご負担いただくこととなります。

※生活必需品の支給制度のほか、洗濯機・冷蔵庫・テレビといった生活家電の支援措置もありますので、仮設住宅のある市町役場にご相談ください。

お問い合わせ先

制度に関することは、災害時に居住していた市町役場、または、石川県建築住宅課(076-225-1777)まで

住宅の規模

広さは1~2人用(20㎡)、2~3人用(30㎡)、4~6人用(40㎡)のタイプがあります。

※車いすタイプもあります。

住宅の仕様

住環境(断熱、エアコン)、バリアフリー(段差解消、手すりの設置)などに配慮しています。



1~2人用



2~3人用



2~3人用 (車いすタイプ)

賃貸型応急住宅（みなし仮設） ～能登半島地震による被災者の皆さまへ～

お住まいが被害を受けた方や、水道などのライフラインの復旧が遅れている方については、当面の間、アパートなど賃貸住宅への入居に対し支援が受けられます



入居要件

以下のいずれかに該当する場合

- ・全壊、半壊(解体を行う場合)などの住宅被害
- ・地滑り等により避難指示を受けるなど市町長が認める場合
- ・水道や道路などライフラインの途絶 など

物件の条件・家賃

家賃(月額)は、世帯人数・居住する市町によって上限が異なります

【金沢市・野々市市を除く市町】

【金沢市・野々市市】

2人以下：6万円以下

1人世帯：6万円以下

3～4人：8万円以下

2人世帯：8万円以下

5人以上：11万円以下

3～4人：10万円以下

5人以上：12万円以下

市町等が負担するもの 家賃、共益費、礼金、仲介手数料 等
※生活必需品の支給制度のほか、洗濯機・冷蔵庫・テレビといった生活家電の支援措置もありますので、物件のある市町役場にご相談ください

入居者が負担するもの 光熱水費、駐車場料金 等

入居期間

2年間

※自宅の修理などによるお住まいの確保や断水などのライフライン復旧までの間、入居いただけます。

詳細は、[石川県のホームページ](#)でご確認ください



お手続き

- ①不動産屋さんで、物件をお探してください
※下記の団体にお問い合わせください
- ②災害時に居住していた市町役場に申し込み
- ③(入居決定後) 不動産屋さんで、お手続き(契約)

※②について、輪島市、珠洲市、穴水町、能登町の住民は、希望する物件のある市町役場に申し込みが可能です

※罹災証明書の発行や、入居手続きに時間を要することから、入居してから、市町役場へお手続きを行っていただいても構いません

物件(賃貸住宅)のお問い合わせ先

- ・石川県宅地建物取引業協会 TEL 076-291-2255
- ・全日本不動産協会石川県本部 TEL 076-280-6223
- ・全国賃貸住宅経営者協会連合会石川県支部・金沢支部
TEL 0120-27-1000(接続番号 388006)

※制度に関することは、災害時に居住していた市町役場、または、石川県建築住宅課(076-225-1962)まで

令和6年能登半島地震で被災された皆様へ

みなし仮設(賃貸型応急)住宅

民間賃貸住宅(アパート等)を仮設住宅として利用できる制度です。

この制度を利用しても、建設される仮設住宅に住み替えることが可能です。

お問い合わせ先

物件(賃貸住宅)に関すること

県内の各宅地建物取引業者(不動産業者) 県内の不動産団体



石川県宅地建物取引業者協会

電話：076-291-2255



全日本不動産協会 石川県本部

電話：076-280-6223



全国賃貸住宅経営者協会 連合会金沢支部

電話：0120-27-1000

(接続番号 388006)

※本制度は、不動産団体の会員でなくてもご利用できます。

制度に関すること

災害時に居住する各市町担当窓口

※**輪島市、珠洲市、穴水町、能登町**の方は、入居を希望する物件(賃貸住宅)のある石川県内市町でも対応します。

※担当窓口の連絡先は裏面に記載

※富山県、福井県、新潟県の物件については、要件が異なります。

入居者の要件 自己資金のみでは住宅の確保が困難であり、下記①～④のいずれかの要件に当てはまる方

① 住宅が全壊、全焼又は流失し、居住する住宅がない方 ② 半壊(「中規模半壊」、「大規模半壊」を含む。)であっても、住宅として再利用できず、やむを得ず解体を行う方 ③ 二次災害等により住宅が被害を受ける恐れがある、ライフライン(水道、電気、ガス、道路等)が途絶している、地滑り等により避難指示等を受けているなど、長期にわたり自らの住宅に居住できないと市町長が認める方 ※詳細は各市町にお問い合わせください ④ 災害救助法に基づく住宅の応急修理制度を利用する者のうち、修理に要する期間が1か月を超えると見込まれる方(半壊以上の被害を受け、他の住まいの確保が困難な者に限る。)

※例えば、輪島市、珠洲市、穴水町、能登町在住で被災された方は、「**り災証明書**」がなくても、当面の間③の要件で入居し、被害状況に応じて、①②に切り替えることも可能です。

手続きについて

※個人で先に契約・入居した賃貸住宅に関しても、あとから手続きの相談が可能です。



○賃貸型応急住宅の条件 次の①～⑦のいずれにも該当する県内の住宅となります

① 不動産仲介業者の斡旋により賃貸された物件であること

② 家賃(月額)	金沢市、野々市市 以外の物件	2人以下の世帯	6万円以下	3～4人の世帯	8万円以下	5人以上の世帯	11万円以下	
	金沢市、野々市市 市内の物件	1人の世帯	6万円以下	2人の世帯	8万円以下	3～4人の世帯	10万円以下	5人以上の世帯

※入居期間中に、小学校入学年齢に達しない児童(以下、「未就学児」という)は、入居人数に含めない。ただし、未就学児が2人以上の場合は、1人あたり0.5人(小数点以下切り上げ)として換算する。※6人以上の世帯は、2つの物件に入居可能です。

③ 共益費(管理費)：借上げ住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠であること ④ 退去修繕負担金：家賃の2か月分以内 ⑤ 礼金：家賃の1か月以内

⑥ 仲介手数料：家賃の0.55か月以内 ⑦ 入居時鍵交換費：実費

※超過分を自己負担で入居することは不可 ※原則、耐震性が確保されている住宅に限る

○市町等が負担する経費

家賃、共益費(管理費)、礼金、退去修繕負担金、仲介手数料、損害(火災)保険料、入居時鍵交換費

※損害(火災)保険料は石川県が包括的に加入するため、石川県が負担します。

○入居者が負担する経費

光熱水費、駐車場料金、自治会費

※このほか、入居者の故意、過失による損壊に対する修繕費等は入居者負担になります。

○入居期間

入居日から2年以内(災害時に民間賃貸住宅に居住されていた方は、入居日から1年以内)

※恒久的な住まいの確保後や断水等のライフラインの復旧後は、速やかに退去する必要があります。 ※応急修理制度を利用する場合の取扱いは、各市町の担当課にご確認願います。

Q1 どうすれば入居できますか？

みなし仮設住宅制度の詳細な要件については、制度チラシをご覧ください、各市町の下記窓口へお問い合わせください。



Q2 入居するのにお金が必要ですか？

家賃など石川県が指定する費用は市町が負担するため不要となります。ただし、光熱費、駐車場料金など指定の項目以外はご負担いただく必要があります。
※申込前に入居する場合には、2者契約に基づき入居費用を一時的に自費でご負担いただく必要があります。
※当初入居時の仲介手数料など、一部例外となる費用があります。

Q3 入居物件は、どのように決まりますか？

表面の「お問い合わせ先」に記載された不動産団体から紹介を受けることができます。
※ご自身で探すことも可能です。



Q4 申込前に入居していた場合の清算はどうなりますか？

新たに入居者・貸主・行政の3者契約を結んでいただいた後、貸主から、それまでに支払った家賃等が返金されます。



Q5 家賃上限を超える物件は対象となりますか？

対象とはなりません。また、超過部分を自費で負担することも認められませんのでご注意ください。



Q10 ライフラインが復旧した場合、すぐに退去しないといけませんか？

ライフラインの途絶のみが原因で入居していた場合、もとの自宅に住むことが可能であれば、速やかに退去いただくことになります。
※住宅の被害が全壊等、入居要件を満たす場合、引き続き入居することができますので、各市町の下記窓口にお問い合わせください。



Q9 生活に必要な家電や生活用品はどうすればいいですか？

衣服や寝具、衛生用品、台所・洗濯用品などの生活必需品の支給制度があるほか、洗濯機・冷蔵庫・テレビの支給について、県独自の支援措置を設けています。詳細については、別途、制度チラシをご覧ください。みなし仮設住宅の立地市町にご相談ください。



Q8 ペットの飼育は可能ですか？

貸主の同意があり、既定の家賃以下であれば可能です。ただし、家賃とは別に追加費用が請求される場合は自己負担となります。

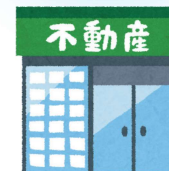
Q7 サービス付き高齢者向け住宅は対象となりますか？

家賃とサービス料を明確に区別できる場合で、みなし仮設住宅の条件を満たせば対象となります。



Q6 不動産会社の仲介は必須でしょうか？

契約トラブル防止のため、原則として不動産会社(宅建業者)による仲介が必要となります。



皆様を全力サポート!

「みなし仮設住宅」に関する疑問にお答えします。

必ず、不動産会社(宅建業者)から詳細な説明を受けてからご契約ください。

問い合わせ先

- 金沢市 住宅政策課 076-220-2553
- 加賀市 建築課 0761-72-7936
- 野々市市 建築住宅課 076-227-6087
- 宝達志水町 地域整備課 0767-29-8160
- 七尾市 都市建築課 0767-53-8429
- 羽咋市 地域整備課 0767-22-9645
- 川北町 土木課 076-277-1108
- 中能登町 土木建設課 0767-72-3921
- 小松市 建築住宅課 0761-24-8095
- かほく市 都市建設課 076-283-7104
- 津幡町 町民課 076-288-2124
- 穴水町 地域整備課 0768-52-3680
- 輪島市 被災者生活支援室 0768-23-4871
- 白山市 建築住宅課 076-274-9567
- 内灘町 企画課 076-286-6727
- 能登町 建設水道課 0768-62-8523
- 珠洲市 環境建設課 0768-82-7756
- 能美市 まち整備課 0761-58-2251
- 志賀町 まち整備課 0767-32-9211
- 石川県 建築住宅課 076-225-1962

公営住宅など（県営住宅、市営住宅、町営住宅、国家公務員宿舎）～能登半島地震による被災者の皆さまへ～

資料 3

お住まいが被害を受けた方や、水道などのライフラインの復旧が遅れている方については、県営住宅や国家公務員宿舎等にご入居いただけます。 ※市営住宅、町営住宅については、各市町で募集内容や条件等が異なるため、詳細は各市町に直接お問合せください。

募集する住宅

- ◆ 県営住宅
 - …県内に所在する団地の空き住戸
- ◆ 国家公務員宿舎(財務省北陸財務局)
 - …金沢市、小松市に所在する宿舎の空き住戸

2/5から
先着順で
募集開始

入居要件

以下のいずれかに該当する場合

- ・全壊、半壊(解体を行う場合)などの住宅被害
- ・地滑り等により避難指示を受けるなど市町長が認める場合
- ・水道や道路などライフラインの途絶 など

使用料

- ・家賃、敷金、駐車場使用料は不要
- ・共益費、自治会費、電気ガス水道料等は入居者負担
- ★生活費需品の支給制度のほか、洗濯機・冷蔵庫・テレビといった生活家電の支援措置もありますので、入居団地の所在する市町役場にご相談ください。

入居期間

入居日から原則1年以内(状況により延長します)

お申込方法

お住まいの市役所・町役場の窓口で受付を行います。避難先の市町窓口でもお申込が可能です。

【窓口での受付時間】 平日の9時～各市町窓口閉庁時間

申込窓口などの連絡先

各市役所・町役場窓口の連絡先は、石川県のホームページでご確認ください。募集状況や住戸の詳細もご覧いただけます。募集全般に関することは、県建築住宅課(TEL:076-225-1776)までお問合せください。



全国の自治体でも被災者を対象とした公営住宅等が提供されています。詳細は国土交通省のホームページでご確認ください。



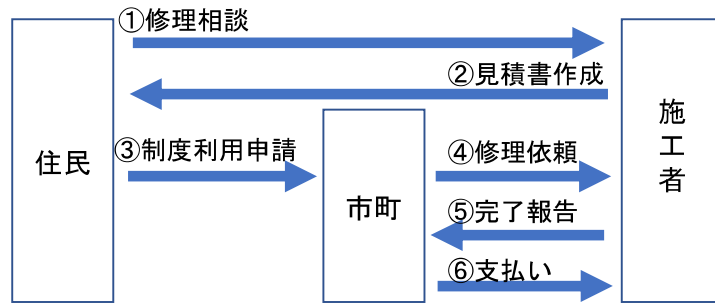
住宅の応急修理制度について（災害救助法）

概要

「応急修理制度」は、地震により被害を受けた住宅の応急修理について、住民からの申し込みに基づき市町が施工者に修理を依頼し、実施するものです。

修理対象は、屋根や壁・窓、台所・トイレなど日常生活に必要な不可欠な部分が対象となります。

※はじめに、ご自身で施工者を選定し、修理の箇所や内容を調整の上、市町に申し込んでください。選定された施工者に対し、市町が修理を依頼します。



イメージ図 大まかな修理（手続き）の流れ

★地震被害から修理完了までのポイント

- ・ 地震による被害と直接関係のある修理が対象です。
- ・ 写真の撮影は必須です。（工事前、工事中、工事後）
- ・ 住宅設備等のグレードアップは不可です。
- ・ 住宅設備等は、取替え前後の品番の撮影やカタログの写しを用意
- ・ 既に修理に取りかかっているも、施工者への支払いに至っていない場合、制度の対象とすることができます。
- ・ 応急仮設住宅（建設型・みなし仮設）との併用については、各市町の担当窓口にご相談ください。

対象区域・対象者

対象区域：金沢市、七尾市、小松市、輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市、能美市、津幡町、内灘町、志賀町、宝達志水町、中能登町、穴水町、能登町

対象世帯：上記市町で、被害を受けた住宅が罹災証明書で、「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」「準半壊」の被害を受けた世帯（「全壊」の場合でも修理により居住が可能となる場合は、対象となります。）
※納屋や車庫、空き家は対象となりません。

費用の限度額（1世帯あたり）

全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊：706,000円以内

準半壊：343,000円以内

※費用は市町から施工者に直接支払います。

※限度額を超える部分は、自己負担となります。

完了期限

令和6年12月31日 ※期限を延長しました。

※ 制度の活用・相談は各市町の窓口へお問い合わせください。

連絡先は県HPをご確認ください。

応急修理の県内市町の担当窓口

市町名	担当課	電話番号
金沢市	住宅政策課	076-220-2333
七尾市	都市建築課	0767-53-8429
小松市	建築住宅課	0761-24-8105
輪島市	まちづくり推進課	0768-23-1156
珠洲市	環境建設課	0768-82-7756
加賀市	建築課	0761-72-7936
羽咋市	地域整備課	0767-22-9645
かほく市	都市建設課	076-283-7104
白山市	建築住宅課	076-274-9561
能美市	まち整備課	0761-58-2251
津幡町	都市建設課	076-288-6703
内灘町	地域産業振興課	076-286-6708
志賀町	住宅支援制度窓口	070-1523-8403
		080-7359-8554
宝達志水町	地域整備課	0767-29-8160
中能登町	土木建設課	0767-72-3921
穴水町	地域整備課	0768-52-3660
能登町	建設水道課	0768-62-8523

※手続きに関する相談や申請書等の様式については、各市町の窓口やホームページにおいて提供していますので、直接お問い合わせください。

令和6年能登半島地震により被災された皆様

生活福祉資金（緊急小口資金） 特例貸付のご案内

◆本資金は貸付金であり、償還(返済)していただく必要があります◆

貸付内容

- 貸付対象 令和6年能登半島地震により被災し、当座の生活費を必要とする世帯。
- 貸付限度額 原則として、一世帯に10万円。ただし、以下の場合は、一世帯につき20万円の貸付も可能。(いずれも1回限り)
 - ① 世帯員の中に被災による死亡者がいる場合
 - ② 世帯員に要介護者がいる場合
 - ③ 4人以上の世帯である場合
 - ④ 世帯員に被災による重傷者や妊産婦、学齢児童がいる場合
- 据置期間 貸付の日から1年以内
- 償還期間 据置期間終了後2年以内
- 貸付利子 無利子 *償還期限後は残元金に対して年3.0%の延滞利子が発生します。

貸付に必要なもの

- 身分を証明できるもの（運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード 等）
- 申込者の預金通帳又はキャッシュカード

※いずれも準備できない場合は、応相談

受付窓口

- 避難をしている市、町の社会福祉協議会
- お住いの市、町にある社会福祉協議会

問合せ先

- 県内市町社会福祉協議会の連絡先をご確認願います。(別紙一覧参照)

※令和6年1月22日(月)から順次、準備が整った社会福祉協議会から受付を開始します。

市町社会福祉協議会連絡先一覧

市町社会福祉協議会	住所	受付時間	電話番号
金沢市社会福祉協議会	〒920-0864 金沢市高岡町7-25 金沢市松ヶ枝福祉館内	AM 9:00～12:00 PM13:00～17:00 (土日祝日除く)	076-231-3720
七尾市社会福祉協議会	〒926-0811 七尾市御祓町1番地 パトリア3階	AM 9:00～12:00 PM13:00～17:00 (土日祝日除く)	0767-52-2099
小松市社会福祉協議会	〒923-0811 小松市白江町ツ108番地1 第一地区コミュニティセンター内	9:00～17:00 (土日祝日除く)	0761-22-3354
輪島市社会福祉協議会	〒928-0001 輪島市河井町13部120番地1	9:00～15:00	0768-22-2219
珠洲市社会福祉協議会	〒927-1214 珠洲市飯田町5部9番地 市民ふれあいの里健康増進センター内	9:00～15:00 (土日祝日除く)	080-1332-1332
加賀市社会福祉協議会	〒922-0811 加賀市大聖寺南町二11-5 市民会館内	9:00～16:00 (土日祝日除く)	0761-72-1500
羽咋市社会福祉協議会	〒925-8506 羽咋市鶴多町亀田17 羽咋すこやかセンター内	9:00～16:00 (土日祝日除く)	0767-22-9314
かほく市社会福祉協議会	〒929-1173 かほく市遠塚口52番地10 市七塚健康福祉センター内	9:00～16:00 (土日祝日除く)	076-285-8885
白山市社会福祉協議会	〒924-0865 白山市倉光8丁目16番地1 白山市福祉ふれあいセンター内	9:00～17:00 (土日祝日除く)	076-276-3151
能美市社会福祉協議会	〒923-1121 能美市寺井町た8番地1 能美市ふれあいプラザ2階	8:30～17:15 (土日祝日除く)	0761-58-6603
野々市市社会福祉協議会	〒921-8815 野々市市本町5丁目18番5号	9:00～17:00 (土日祝日除く)	076-248-8210
川北町社会福祉協議会	〒923-1267 能美郡川北町字壱ツ屋196番地 保健センター内	8:30～17:15 (土日祝日除く)	076-277-8388
津幡町社会福祉協議会	〒929-0327 河北郡津幡町字庄二71番地 津幡町福祉教育プラザ内	9:00～17:00 (土日祝日除く)	076-288-6276
内灘町社会福祉協議会	〒920-0267 河北郡内灘町字大清台140番地 内灘町文化会館1階	AM 9:00～12:00 PM13:00～17:00 (土日祝日除く)	076-286-6953
志賀町社会福祉協議会	〒925-0498 羽咋郡志賀町富来領家町甲10番地 富来行政センター内	9:00～17:00 (土日祝日除く)	0767-32-5003
宝達志水町社会福祉協議会	〒929-1311 羽咋郡宝達志水町門前サ11番地 町民センターアステラス内	9:00～16:00 (土日祝日除く)	0767-28-5520
中能登町社会福祉協議会	〒929-1704 鹿島郡中能登町末坂2部37番地1 保健センターすくすく内	9:00～16:00 (土日祝日除く)	0767-74-2252
穴水町社会福祉協議会	〒927-0026 鳳珠郡穴水町字大町ト3番地3 さわやか交流館プルート内1階	9:00～16:00	0768-52-0378
能登町社会福祉協議会	〒927-0602 鳳珠郡能登町字松波13字75番地1	8:30～17:15 (土日祝日除く)	0768-72-2322

被災者の生活再建のための支援金の給付

1. 支援金制度の趣旨

被災者生活再建支援金は、自然災害により居住する住宅が全壊するなど生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し、生活再建を支援するために支給されます。

2. 支援金の対象者

令和6年能登半島地震により、住宅が「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」又は、住宅が「半壊」し、やむを得ず解体した世帯
(取得された罹災証明書にてご確認ください。)

3. 支援金の支給額

	基礎支援金	加算支援金		計
	(住宅の被害程度)	(住宅の再建方法)		
①全壊 (損害割合50%以上) ②解体 ③長期避難	100万円	建設・購入	200万円	300万円
		補修	100万円	200万円
		賃借(公営住宅を除く)	50万円	150万円
④大規模半壊 (損害割合40%台)	50万円	建設・購入	200万円	250万円
		補修	100万円	150万円
		賃借(公営住宅を除く)	50万円	100万円
⑤中規模半壊 (損害割合30%台)	-	建設・購入	100万円	100万円
		補修	50万円	50万円
		賃借(公営住宅を除く)	25万円	25万円

(※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額)

4. 支援金の申請

(申請窓口) 各市町

(申請時の添付書面) 基礎支援金：罹災証明書、住民票等

加算支援金：契約書(住宅の購入、賃借等)等

(申請期間) 基礎支援金：災害発生日(R6.1.1)から13月以内(R7.1.31)

加算支援金：災害発生日(R6.1.1)から37月以内(R9.1.31)

※詳しくは、右記QRコードまたは下記URLからご確認ください。

URL : https://www.pref.ishikawa.lg.jp/bousai/bousai_g/hisaisha_shien/seikatsu_saiken.html



**申請には期限がありますので、
相談はお早めに！！**

石川県危機対策課 被災者生活再建支援法事務担当
TEL 076-225-1357

※お問い合わせは、各市町の窓口までお願いします

被災建物の解体・撤去（公費解体）について

資料 7

公費解体

被災した建物の所有者の申請に基づき、
市町が所有者に代わって解体・撤去を行います

◆実施を予定している市町 16市町（2月5日現在）

能登北部 : 珠洲市、輪島市、能登町、穴水町
能登中部 : 七尾市、志賀町、中能登町、羽咋市、宝達志水町
石川中央 : かほく市、津幡町、内灘町、金沢市
南加賀 : 小松市、能美市、加賀市



◆対象となる建物 「全壊」・「大規模半壊」・「中規模半壊」・「半壊」と認定された建物

- ※ 申請には、「**り災証明書**」（又は被災証明書）が必要です
- ※ 建物以外の塀・擁壁・樹木・カーポート等は原則対象外です
（建物の解体・撤去の支障となるものについては対象となる場合があります）
- ※ 個人で業者等に依頼して解体した場合も、市町が費用負担できる場合があります

制度の詳細については、各市町から改めて案内予定です

※能登町 2月13日から受付開始

令和6年2月13日現在

応急仮設住宅の着工戸数等

	七尾市	輪島市	珠洲市	内灘町	志賀町	穴水町	能登町	合計
着工戸数	180戸	964戸	456戸	34戸	97戸	286戸	210戸	2,227戸
完成戸数		18戸	40戸					58戸
申込状況	231戸 受付中	4,140戸 受付×切	1,737戸 受付中	10戸 受付中	173戸 受付中	508戸 受付中	612戸 受付×切	7,411戸

応急仮設住宅（建設型）の完成予定

市町名	建設地	住所	戸数	着工日	完成予定日	備考
七尾市	万行1号公園	七尾市万行2丁目192	35	R6.1.20	2月下旬	
	中島中学校跡地	七尾市中島町中島甲14	60	R6.1.25	3月上旬	
	田鶴浜定住促進住宅跡地	七尾市舟尾町ら部24	45	R6.1.25	2月下旬	
	能登島市民センター跡地	七尾市能登島向田町ろ部1-1	40	R6.1.30	3月中旬	
計			180			

※完成予定日は、天候や道路状況等により前後する場合があります。

応急仮設住宅（建設型）の完成予定

市町名	建設地	住所	戸数	着工日	完成予定日	備考
輪島市	キリコ会館多目的広場①	輪島市マリンタウン6- 1	18	R6.1.12	1月31日完成	
	農村ふれあい広場	輪島市西脇町60	30	R6.1.12	2月下旬	
	キリコ会館多目的広場②	輪島市マリンタウン6- 1	28	R6.1.27	2月下旬	
	門前グラウンドゴルフ場	輪島市門前町道下への49-1	279	R6.1.30	4月下旬	
	旧南志見小学校グラウンド	輪島市里町3部16	54	R6.1.30	3月下旬	
	文化会館周辺（職員駐車場）	輪島市河井町20部1-1	14	R6.1.30	3月中旬	
	河原田小学校グラウンド	輪島市横地町6-123	44	R6.1.31	3月中旬	
	町野小学校グラウンド	輪島市町野町栗蔵川原田42	81	R6.1.31	3月中旬	
	門前総合運動公園	輪島市門前町清水7の1	69	R6.2.5	3月上旬	
	門前浦上グラウンドゴルフ場	輪島市門前町浦上チの1-1	33	R6.2.5	3月上旬	
	旧輪島中学校	輪島市宅田町25部36-1	86	R6.2.8	3月下旬	
	宅田町商業施設跡地	輪島市宅田町7-37	16	R6.2.8	3月下旬	
	宅田町大型商業施設横	輪島市宅田町23-1	142	R6.2.8	4月下旬	
	あての木園用地	輪島市杉平町鬼田25	29	R6.2.8	3月下旬	
	サンアリーナ駐車場	輪島市杉平町1字12	41	R6.2.13	4月下旬	
計			964			

※完成予定日は、天候や道路状況等により前後する場合があります。

応急仮設住宅（建設型）の完成予定

市町名	建設地	住所	戸数	着工日	完成予定日	備考
珠洲市	正院小学校グラウンド①	珠洲市正院町川尻1 部 39	40	R6.1.12	2月6日完成	
	みさき小学校グラウンド	珠洲市三崎町粟津口部10-1	50	R6.1.12	2月下旬	
	三崎中学校グラウンド	珠洲市三崎町宇治ヨ部114	60	R6.1.25	2月下旬	
	市営多目的広場	珠洲市蛸島町鉢ヶ崎1-3	117	R6.1.25	3月中旬	
	正院小学校グラウンド②	珠洲市正院町川尻1 部 39	36	R6.1.30	2月下旬	
	宝立小中学校グラウンド	珠洲市宝立町鵜飼丑部83	153	R6.2.3	3月下旬	
計			456			

※完成予定日は、天候や道路状況等により前後する場合があります。

応急仮設住宅（建設型）の完成予定

市町名	建設地	住所	戸数	着工日	完成予定日	備考
内灘町	向粟崎運動公園	内灘町向粟崎 1 丁目412	23	R6.1.31	3 月上旬	
	千鳥台第 3 公園	内灘町千鳥台 2 丁目360-1	11	R6.2.1	3 月上旬	
計			34			

※完成予定日は、天候や道路状況等により前後する場合があります。

応急仮設住宅（建設型）の完成予定

市町名	建設地	住所	戸数	着工日	完成予定日	備考
志賀町	旧 J A 志賀富来支店駐車場	志賀町富来領家町甲6-1	20	R6.1.26	2月下旬	
	富来湾漁業倉庫跡地	志賀町富来領家町夕2-41	12	R6.2.1	3月上旬	
	富来健民ホッケー競技場	志賀町里本江37-1-10	65	R6.2.1	3月下旬	
計			97			

※完成予定日は、天候や道路状況等により前後する場合があります。

応急仮設住宅（建設型）の完成予定

市町名	建設地	住所	戸数	着工日	完成予定日	備考
穴水町	川島児童公園	穴水町字川島ア 48	15	R6.1.15	3月上旬	
	町民農園	穴水町字川島タ 5 2 他	43	R6.1.20	3月中旬	
	穴水交通公園	穴水町字川島キ 1 3	18	R6.1.20	3月上旬	
	陸上競技場	穴水町字由比ヶ丘い35-2	180	R6.2.8	4月下旬	
	住吉公民館	穴水町字中居口62-乙	21	R6.2.13	4月上旬	
	住吉公民館（御蔵橋側）	穴水町字中居口110	9	R6.2.13	4月上旬	
計			286			

※完成予定日は、天候や道路状況等により前後する場合があります。

応急仮設住宅（建設型）の完成予定

市町名	建設地	住所	戸数	着工日	完成予定日	備考
能登町	旧鵜川小学校グラウンド	能登町鵜川 29 字 1	66	R6.1.15	2月中旬	
	旧白丸小学校グラウンド①	能登町白丸300	32	R6.1.31	3月中旬	
	ピアッツア	能登町藤波24-70	112	R6.2.8	4月下旬	
計			210			

※完成予定日は、天候や道路状況等により前後する場合があります。